

# 富山市立図書館資料収集に関わる指針

平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 1 日

## 第 1 目的

この基準は、富山市立図書館資料収集要綱（以下「要綱」という）に基づき、適正に資料を収集するための具体的な基準を示すことを目的とする。

## 第 2 基本方針

資料の収集に当たっては、要綱の基本方針に則り、次に掲げる事項に留意する。また、社会の状況や価値観が時代と共に変化し続けていることを考慮し、収集の基準も常に検討を重ね、必要に応じて改めていくものとする。

- 1 限られた資料費と収容能力の枠内で広範な利用者の要望に応え得る蔵書構成を目指し、市内全館での資料の共有と提供を前提とした網羅的な収集を行う。
- 2 市民全体で共同利用するため、資料の耐久性と利便性を考慮して収集を行う。
- 3 情報が古いものや根拠の不明確な資料は避け、情報の新しさや正確性、客観性等を考慮して、より正確な情報を提供できる資料を優先的に収集する。
- 4 公立図書館にふさわしい中立かつ公平な立場に立って選書を行い、図書館職員や一部の限られた利用者の個人的な関心及び嗜好によって収集が偏らないよう注意する。
- 5 市民各層の要求を反映した幅広くバランスの取れた収集を行うため、資料の情報と利用者要求の把握に努める。
- 6 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なう恐れがある場合には、これを制限することも検討する。

## 第 3 一般書に関する基準

- 1 図書資料のうち、次号以降（第 4 から第 10 に掲げるもの）の資料を除く日本語資料全般を一般書とする。
- 2 図書館の蔵書構成の中核として、市民の教養、学習、調査研究、日常生活の維持向上、趣味及びレクリエーションに資する資料を各分野にわたり基礎的なものから専門的なものまで幅広く収集する。
- 3 分野ごとの留意点は次のとおりとする。
  - (1) 総記（分類：000～099）
    - ① 情報科学・コンピュータ関係の資料は、情報の陳腐化が特に早い分野のため、常に新しい情報を提供できるよう新刊書を収集するとともに、個々のソフトウェア及びハー

ドウェアに関する資料は、利用可能な期間や対象がより長期間・広範に及ぶものを扱った資料を優先する。

- ② プログラムや画像データが入った電子媒体付き資料については、著作権に留意する必要がある、図書館での個人貸出等に支障がないことを確認する。
- ③ 図書館の利用法や読書の手助けとなる書評等、市民の読書活動及び図書館利用に役立つと思われる資料、及び図書館の運営に役立つと思われる資料は、積極的に収集する。

## (2) 哲学・宗教（分類：100～199）

- ① 哲学・思想関係の資料は、主要な哲学者・思想家の著書を中心に、伝記、解説書、研究書等まで幅広く収集する。
- ② 心霊研究・易占関係の資料は、科学的・客観的な研究書で中立な立場から書かれた資料を収集する。
- ③ 人生訓関係の資料は、類似内容の資料が繰り返し大量に出版されているため、市民の教養や学習に資するものを慎重に収集する。
- ④ 宗教関係の資料は、中立かつ公正な立場を守り、特定宗教に偏ることなく各宗派の原典や研究解説書を中心に収集する。

## (3) 歴史・地理・地誌・紀行（分類：200～299）

- ① 歴史関係の資料及び伝記資料は、各国・各時代のものを史料類も含めて幅広く収集する。ただし、歴史観・人物観により対立する意見もあることを踏まえ、客観性や正確性に留意して収集する。
- ② 地理・地誌関係の資料は、世界各国・各地域についての情報を提供できるよう、網羅的な収集に努める。
- ③ 地図・旅行ガイドブック類については、有効利用期間が短いため、比較的短期間（2年ないし3年）で資料を更新する。

## (4) 社会科学（分類：300～399）

- ① 社会・文化事情に関する資料は、時事性に留意し、世界各地域についての資料を網羅的に収集する。
- ② 法律に関する資料は、各法の入門書、実用書的なものから研究書の類まで網羅的に収集する。また、法律の改正に応じて新版・改訂版を収集し、情報の更新に努める。
- ③ 経済・経営に関する資料は、基本的な理論だけでなく、最新の経済情勢についての資料も積極的に収集する。
- ④ 投資・利殖に関する資料は、客観的で信憑性の高いものを慎重に収集する。
- ⑤ 産業構造・労働市場の変化に的確に対応するため、就職、転職、職業能力開発等に関する資料は積極的に収集する。

- ⑥ 教育関係の資料は、学校・家庭・社会等の各教育において、基本的な学術・研究書から教育現場における実用書的なものまで幅広く収集する。  
また、教科書類については、教育事情の把握や教科書問題の参考資料として収集する。
- (5) 自然科学（分類：400～499）
- ① 科学関係の資料は、各分野とも進歩の著しい分野であるため、最新の研究成果に留意し、入門書から専門書まで幅広く収集する。
- ② 医学・薬学関係の資料は、市民の安全に直接関わる恐れもあるため、内容を慎重に検討し、医学的根拠が明確で安全性が高いと思われるものを収集する。  
また、特定の薬品・治療法を扱った資料については、個人及び団体による営利・宣伝を目的とする場合が多いため、中立的な立場に反しないよう注意する。
- (6) 技術・工学・家政学（分類：500～599）
- ① 技術・工学関係の資料は、その進歩に対応した最新情報の資料を入門書から専門書まで、また各現場における実用書的なものも、幅広く収集する。
- ② 衣服、料理、育児等の家政学関係の資料は、日常生活に役立つ実用性の高い資料を中心に収集する。
- (7) 産業（分類：600～699）
- ① 産業に関する資料は、各産業の歴史・実情・動向等について、実務的なものから専門書まで幅広く収集する。
- ② 各図書館が所在する地域に関わりの深い産業の資料は、それぞれの図書館で積極的に収集する。
- ③ 商業関係の資料は、実務的なものから専門書まで幅広く収集する。
- (8) 芸術・スポーツ・諸芸（分類：700～799）
- ① 美術関係の資料は、著名な芸術家の作品集、作品研究等を中心に、市民の趣味、娯楽、教養に資する作品集、研究書、技法書等を収集する。
- ② 漫画については、漫画文化一般についての研究書等の収集に留め、作品そのものは収集しない。
- ③ 音楽関係の資料は、音楽のジャンルを問わず積極的に収集する。楽譜の類については、冊子形態のものを収集し、一枚物の楽譜などは原則として収集しない。
- ④ 芸能人・芸能界に関する資料は、芸能界全体やその時代の文化を代表するような評価の定まった芸能人についての研究書等を中心に収集する。芸能人の著作については、著者とは関係なく個々の作品として判断する。
- ⑤ テレビゲーム関係の資料は、文化的な評論、研究書等を収集し、利用対象と期間が限

定される攻略本等は収集しない。

(9) 言語 (分類：800～899)

- ① 日本語に関する資料は幅広く積極的に収集する。
- ② 語学関係の資料は、需要の多い言語に関する資料を中心に、各言語に関する資料を幅広く収集するよう心掛ける。

(10) 文学 (分類：900～999)

- ① 古典文学から最新の現代文学まで、各国の文学作品、研究書等を幅広く収集する。
- ② 著名な作家、文学者については、個々の作品だけでなく個人全集、伝記、作家研究、評論等も積極的に収集する。
- ③ 改訂・増補等により一部でも内容に違いがある場合は、別の資料として扱う。古典や外国文学で訳者が異なるものについても同様に考える。

4 文庫本については、その形態(大きさ)が特徴的であることと、一度出版された著作を文庫本として出版されることが多いため、次のとおりとする。

- (1) 原則として文庫本がオリジナルであるものを収集する。
- (2) 翻訳書については、新訳は収集対象とする。
- (3) 古典の注釈書などで採用テキストが他の注釈書や古典全集と違うものは、オリジナルと見なして収集の対象とする。
- (4) 単行本や個人全集、文学全集などで提供することが困難なものは、文庫本による収集・提供も行う。
- (5) それまで個人全集にしか収録されていなかったもので、文庫本がオリジナルではないが当該の全集を所蔵していないか、また当該全集の保存を配慮して、よく利用される作品は収集対象とする。
- (6) 学術書や基本テキストなど、入手困難になったものを流通しやすくする目的で文庫本として刊行する文庫や、海外文学の翻訳・紹介をねらいとする文庫などは、網羅的に収集する。(岩波文庫、講談社学術文庫など)
- (7) 様々なジャンルや作品を含む文庫は厳選して収集する。
- (8) ただし、次のものは原則として収集しない。
  - ① ハウツー本などは、文庫本でなくても同じ主題の類似図書を所蔵していれば文庫オリジナルでも収集しない。
  - ② 性欲を刺激することを目的として書かれたものは文庫オリジナルでも収集しない。
  - ③ クイズ、ゲーム、星占い、心霊などは文庫オリジナルでも収集しない。
  - ④ 写真文庫、漫画文庫、コミックは文庫オリジナルでも収集しない。

#### 第4 児童書に関する基準

- 1 乳幼児から中学生くらいまでの年代を主な利用対象としている図書、絵本、紙芝居等を児童書とする。
- 2 乳幼児や児童・生徒が読書に親しみ、読書習慣を形成するのに役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て、知識を広げることができる資料を幅広く収集する。
- 3 分野ごとの留意点は次のとおりとする。
  - (1) 絵本
    - ① 子どもの知的または情緒的な経験を広げることができる内容で、わかりやすく適切なことばで表現されているものを収集する。
    - ② 原則として抄訳やダイジェストではないものを収集する。
  - (2) 童話
    - ① 子どもが興味を持って最後まで読めるようなストーリーのあるものを収集する。
    - ② 原則として抄訳やダイジェストではないものを収集する。
  - (3) 知識の本
    - ① 情報が新しく正確で、子どもの理解力に応じた内容のものを収集する。
  - (4) 紙芝居
    - ① 幼児を対象とするものを中心に収集する。

#### 第5 参考図書に関する基準

- 1 市民の調査研究のため、常に図書館に備えておく基本的な辞典、事典、年鑑、目録、書誌、地図等の資料を参考図書とし、各分野にわたり幅広く収集する。
  - (1) 本館においては、全館のレファレンスサービスの中核として、初歩的なものから専門的なものまで網羅的に収集する。大沢野図書館、大山図書館、八尾図書館ほんの森、婦中図書館は、本館に準じて専門的な資料も収集する。その他の図書館においては、簡易な調査研究に役立つ基礎的な資料を中心に収集する。
  - (2) 参考図書は各館での基本的な資料となるため、全館での複本冊数等は特に制限しない。また、貸出を前提としないため、著作権上貸出できないものについても収集の対象とする。
  - (3) 所蔵資料の改訂・増補版等については、内容の変更が軽微なもの以外は、より正確な情報を提供するために積極的に収集する。
  - (4) 年鑑・白書等の定期的な出版される情報資料は、継続的な収集と保存に努める。

#### 第6 郷土資料及びそれに準ずる資料に関する基準

- (1) 富山県及び富山市を中心に、また関連の深い地方の歴史、風土、芸術、文化、産業

等の実情及び変遷を記録した資料については、網羅的に収集する。

- (2) 富山県出身者の著作は専門的・学術的なものも含め収集する。
- (3) 富山市が作成及び発行する行政資料は網羅的に収集する。
- (4) 富山県内他市町村の発行した行政資料も、富山市に関連があるものや参考になるものは収集する。
- (5) 富山県及び富山市に関わる地図、写真資料も収集する。

#### 第7 逐次刊行物（新聞・雑誌等）に関する基準

- (1) 新聞・雑誌等の逐次刊行物は、新鮮な情報を提供するとともに、情報を蓄積して有効に活用できるようにするため、長期的かつ継続的に収集する。
- (2) 逐次刊行物の収集にあたっては単行本と比較して大きな経費と広い保存スペースが必要となるため、リクエスト制度の対象としない。
- (3) できるだけ幅広い分野の雑誌を収集するため、富山市立図書館全体で分担して収集する。各館の分担は、年度単位で検討し、継続的な収集を図る。
- (4) 新聞は、国内発行の主要な全国紙及び地元の地方紙を中心に、政党機関紙、地域に関係の深い専門紙を収集する。
- (5) 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に収集し、必要に応じて国外発行のものも収集する。ただし、漫画雑誌は収集しない。
- (6) 雑誌は本誌の収集を基本とするが、必要に応じて別冊及び増刊号も収集する。

#### 第8 視聴覚資料に関する基準

- (1) 原則として著作権法上図書館での館内視聴が可能な資料を収集する。
- (2) 視聴覚資料は、図書資料による提供が困難で芸術性及び記録性が高い音楽・映像作品や市民の生涯学習を支援するために特に有用と思われる資料を収集する。
- (3) 原則として視聴覚資料は、郷土に関する資料を除き同一資料を複数部収集しない。
- (4) 収集に当たっては、既存の活字資料の収集傾向や視・聴覚障害者等への対応も十分配慮して収集する。
- (5) 利用者の要望を考慮すると共に、客観的評価・社会的評価を重視し、著名な演者・製作者の代表作品、有名賞受賞作品、定評ある新譜批評等で高い評価を得た作品などを中心に収集する。
- (6) 図書との複合資料などは図書としての基準に従う。
- (7) 公序良俗に反するようなものは収集の対象としない。

#### 第9 視覚障害者用資料（録音図書）に関する基準

通常の資料形態のままでは利用が困難な視覚障害者のために録音図書等、そのハンディキャップに応じた資料を収集する。

#### 第10 電子図書及び外部データベース等電子的情報に関する基準

CD-ROMやDVDなど電子媒体に記録された資料・情報についても必要に応じて収集する。

#### 附則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。